

炭貯クラブ 規約

細則

第1条 (目的)

この細則は「炭貯クラブ規約」に基づき、炭貯クラブの運営上必要な事項につき定める。

[費用関係]

第2条 (プログラム参加費)

規約第11条に規定するプログラム参加費は次のとおりとする。

	プログラム参加費
個人	¥4,000
任意団体 (9人以下)	¥15,000
任意団体 (10人以上)	¥30,000
法人	¥30,000

[会員の責任義務]

第3条 (責任の維持および継承) (規約第9条、12条関係)

運営・管理者は、入会希望者に対し、次に示す「プログラム参加に際しての重要事項」への同意を求める。

プログラム参加に際しての重要事項

炭貯クラブ会員は、以下に示す各事項につき同意する。

1. 会員は、J-クレジット認証後 10 年間は、バイオ炭を施用した農地を維持・管理する。

仮に農地を他者（親族を含む）へ譲渡あるいは、農地・採草放牧地以外に転用する場合は、その旨を運営・管理者に届け出て、その J-クレジット制度において認証を受けた削減量と同量の削減活動を実施するか、J-クレジットの購入を行い、その補填を行わなければならない。

2. 会員が退会、死亡した場合でも、J-クレジット認証後 10 年間は、バイオ炭を施用した農地を維持・管理する。

責任義務期間終了前に会員がその義務を果たさずに退会した場合、その義務はその会員が果たさなければならない。また、会員が成年被後見人となった場合や死亡した場合および当該農地等を譲渡した場合は第 9 条記載の会員の責任義務は農地の保有者に継承されるものとする。

上記各項に同意します。

住所・氏名

④

附則

本細則は 2021 年 1 月 1 日から施行する。

附則

本細則の一部改正 2021 年 10 月 25 日（理事会）は 11 月 1 日から施行する。